平成２８年（フ）第１４４７号
大阪府摂津市正雀３丁目３番７号
債務者　原田　達也
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５７９号
大阪市旭区赤川４丁目７番37号
債務者　福井　敬二
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５８０号
大阪市旭区赤川４丁目７番37号
債務者　福井美代子こと　福井三代子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２１２号
大阪市淀川区西三国４丁目11番20号　サニーレジデンス西三国Ｅ　203号
債務者　峠岡　謙士
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２６８号
大阪府茨木市南安威２丁目８番16―404号
債務者　中川　靖久
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２７９号
大阪府枚方市桜丘町５―15―303、住民票上の住所大阪府枚方市池之宮２丁目７番39号
債務者　中川　美幸
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３０２号
大阪府吹田市南金田１丁目９番12号　(309)
債務者　大門　　猛
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３２１号
大阪市城東区成育３丁目10番21号サンロイヤルイワモト　205、前住所大阪市城東区関目３丁目16番11号ラパンジール関目Ⅱ405
債務者　中上　研剛
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８７号
静岡市駿河区小鹿380番地の３　パレ・セレーナＡ101、旧住所静岡市駿河区曲金３丁目10番20―107号
債務者　野中　徹子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月１日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０８号
静岡市駿河区宮本町10番８号
債務者　松山　清豪
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月１日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１７号
静岡県浜松市中区早出町210番地の11、前住所静岡県焼津市策牛188番地の１
債務者　山岸　政人
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
栃木県小山市乙女２丁目２番７号　マルマンハイツ205号、前住所栃木県小山市南乙女２丁目13番地24
債務者　稲葉由美子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４２号
栃木県宇都宮市駒生町3319番地23　ＫＥＮ'Ｓ駒生101
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８３４号
東京都江戸川区西小岩５丁目11―14
債務者　緑川　政三
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８３８号
東京都足立区青井２丁目15―27―205
債務者　施　　瑠莉
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部